

第67回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成26年6月27日(金曜日) 午前10時

開催場所

大阪府中央区北久宝寺町三丁目6番1号
本町南ガーデンシティ
阪和興業株式会社 4階会議室

目次

▶ 株主総会招集ご通知	1
▶ 株主総会参考書類	5
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役13名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
(添付書類)	
▶ 事業報告	12
▶ 連結計算書類	32
▶ 計算書類	35
▶ 監査報告書	38



阪和興業株式会社

証券コード：8078

証券コード 8078
平成26年6月11日

株主各位

大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号
(本店所在地 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号)

阪和興業株式会社

代表取締役社長 古川 弘成

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」（5ページから11ページまで）をご検討いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

■電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

4ページに記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに、各議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号 本町南ガーデンシティ
阪和興業株式会社 4階会議室

3. 目的事項

報告事項

- (1) 第67期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第67期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役13名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎法令及び当社定款第18条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hanwa.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書または会計監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hanwa.co.jp>）において掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



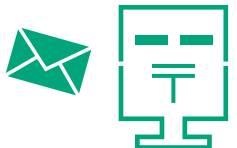
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

平成26年6月27日(金)午前10時

- ・本招集ご通知は、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

書面にてご行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただきご返送ください。

行使期限

平成26年6月26日(木)
午後5時到着分まで

インターネットにてご行使いただく場合



当社指定の議決権行使サイト
<http://www.web54.net>
にて各議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限

平成26年6月26日(木)
午後5時受付分まで

〈議決権電子行使プラットフォームのご利用について〉

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、本総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権の行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

▶電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

- 1** インターネットによる議決権行使は、会社の指定する次の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用になることが可能です。
【議決権行使サイトURL】 ウェブ行使 <http://www.web54.net>
- 2** インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- 3** インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日の平成26年6月26日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- 4** 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 5** インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 6** 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- 7** 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次の条件を満たすシステム環境が必要です。
 - ① インターネットにアクセスできること。
 - ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧ソフトウェア（ブラウザ）として、Microsoft® Internet Explorer6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧ソフトウェア（ブラウザ）を使用することができること。
 - ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。）
(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)
- 8** インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、次の照会先にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】 ☎0120-652-031（午前9時から午後9時まで）

〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉 ☎0120-782-031（平日午前9時から午後5時 土日休日を除く。）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第67期期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つと位置付け、将来に向けての事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

1 配当財産の種類	金銭といたします。
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき6円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は1,243,334,952円となります。また、当社は平成25年12月に1株につき6円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株につき12円となります。
3 剰余金の配当が効力を生じる日	平成26年6月30日

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役17名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
1	<p>きた しゅうじ 北 修爾 (昭和18年1月28日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 461,980株</p>	<p>昭和41年 4月 通商産業省入省 昭和55年 4月 外務省在ロス・アンジェルス日本国総領事館領事 昭和58年 4月 大阪通商産業局商工部長 昭和62年 5月 日本貿易振興会ジャカルタ・センター所長 平成元年10月 関東通商産業局総務企画部長 平成3年 6月 経済企画庁長官官房審議官 平成5年 6月 通商産業省退官 当社常務取締役 平成6年 2月 当社代表取締役社長 平成23年 4月 当社代表取締役会長（現任） 平成23年 6月 京阪電気鉄道株式会社社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人阪和育英会理事長 京阪電気鉄道株式会社社外取締役</p>
2	<p>ふるかわ ひろなり 古川 弘成 (昭和21年10月30日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 103,091株</p>	<p>昭和44年 3月 当社入社 平成9年 6月 当社取締役 平成15年 4月 当社常務取締役 平成17年 4月 当社専務取締役 平成21年 4月 当社代表取締役副社長 平成23年 4月 当社代表取締役社長 平成24年 4月 当社代表取締役社長（社長執行役員）（現任）</p>
3	<p>かわにし ひでお 川西 英夫 (昭和25年3月15日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 100,855株</p>	<p>昭和48年 4月 当社入社 平成17年 6月 当社取締役 平成20年 4月 当社常務取締役 平成24年 4月 当社取締役専務執行役員 平成26年 4月 当社取締役副社長執行役員（現任） 当社大阪本店長、大阪鉄鋼・機械統轄（現任）</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
4	せりざわ ひろし 芹澤 浩 (昭和26年12月26日生) ■ 所有する当社株式数 42,686株	昭和50年 4 月 当社入社 平成17年 6 月 当社取締役 平成22年 4 月 当社常務取締役 平成24年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任） 平成26年 4 月 当社東京厚板・鋼板販売・鋼板建材・鋼管販売・薄板・条鋼建材第一・条鋼建材第二・条鋼国際・製鋼原料事業・鉄構営業事業・プロジェクト開発・流通販売・線材特殊鋼チタン・スチールサービス事業・名古屋支社・北海道支店・東北支店・新潟支店・北関東営業所・厚木営業所・水戸営業所・静岡営業所統轄（現任）
5	おがさわらあきひこ 小笠原朗彦 (昭和28年9月30日生) ■ 所有する当社株式数 38,218株	昭和51年 4 月 当社入社 平成18年 6 月 当社取締役 平成23年 4 月 当社常務取締役 平成24年 4 月 当社取締役常務執行役員 平成25年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任） 平成26年 4 月 当社非鉄金属・金属原料・特殊金属統轄兼業務管理室担当（現任）
6	もりぐち あつひろ 森口 淳宏 (昭和26年12月12日生) ■ 所有する当社株式数 27,206株	昭和50年 4 月 当社入社 平成13年 4 月 当社経理部長 平成20年 6 月 当社取締役 平成24年 4 月 当社取締役常務執行役員 平成26年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任） 当社管理部門統轄（現任）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
7	<p style="text-align: center;">せき かん おさむ 収</p> <p style="text-align: center;">(昭和14年8月23日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 21,900株</p>	<p>昭和37年 4月 通商産業省入省 昭和62年 6月 大阪通商産業局長 平成 4年 6月 中小企業庁長官 平成 7年 6月 住友電気工業株式会社常務取締役 平成11年 6月 同社代表取締役副社長 平成14年 6月 株式会社ピーエス三菱社外取締役 平成16年 6月 原子燃料工業株式会社代表取締役会長 平成19年 6月 当社取締役（現任） 平成24年 2月 弁護士登録（尚友法律事務所）（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 弁護士（尚友法律事務所）</p>
8	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">ほり 堀 りゅうじ 龍児</p> <p style="text-align: center;">(昭和18年9月3日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 0株</p>	<p>昭和41年 4月 岩井産業株式会社（現 双日株式会社）入社 平成 8年 6月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）取締役 平成12年 6月 同社常務取締役 平成14年 6月 同社専務執行役員 平成15年 4月 早稲田大学法学部教授 平成16年 4月 早稲田大学大学院法務研究科教授 平成17年 6月 株式会社トクヤマ社外監査役（現任） 平成23年 6月 リスクモンスター株式会社社外取締役（現任） 平成24年 6月 株式会社T&Dホールディングス社外取締役（現任） 平成26年 4月 TMI 総合法律事務所顧問（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社トクヤマ社外監査役 リスクモンスター株式会社社外取締役 株式会社T&Dホールディングス社外取締役</p>
9	<p style="text-align: center;">かとう やすみち</p> <p style="text-align: center;">加藤 恭道</p> <p style="text-align: center;">(昭和30年4月26日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 77,272株</p>	<p>昭和53年 4月 当社入社 平成17年 4月 当社東京本社鋼板建材第一部長 平成22年 6月 当社取締役 平成24年 4月 当社取締役常務執行役員（現任） 平成26年 4月 当社海外営業第一・海外営業第二・貿易業務管理・木材統轄（現任）</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
10	<p style="text-align: center;">まつおか よしあき 松岡 良明 (昭和27年5月25日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 41,355株</p>	<p>昭和52年 4月 当社入社 平成13年 1月 当社非鉄金属部長 平成18年 6月 当社取締役 平成24年 4月 当社取締役執行役員 平成25年 4月 当社取締役常務執行役員（現任） 平成26年 4月 当社燃料第一・燃料第二・化成品・紙料・食品第一・食品第二・食品第三・食品品質管理・新工ネルギー室統轄兼業務管理室担当（現任）</p>
11	<p style="text-align: center;">とがわ なおゆき 十川 直之 (昭和27年2月18日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 29,480株</p>	<p>昭和49年 3月 当社入社 平成10年 4月 当社名古屋支社建材部長 平成21年 4月 当社名古屋支社長 平成21年 6月 当社取締役 平成24年 4月 当社取締役常務執行役員（現任） 平成26年 4月 当社名古屋支社長、静岡営業所担当兼全社製鋼原料事業担当（現任）</p>
12	<p style="text-align: center;">新任 やまもと ひろまさ 山本 浩雅 (昭和35年3月18日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 45,686株</p>	<p>昭和58年 4月 当社入社 平成17年 3月 当社機械部長 平成25年 4月 当社執行役員（現任） 平成26年 4月 当社機械・大阪厚板・海外営業第一・海外営業第二・貿易業務管理担当（現任）</p>
13	<p style="text-align: center;">新任 はたなか やすし 畠中 康司 (昭和35年8月30日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 11,964株</p>	<p>昭和58年 4月 当社入社 平成19年10月 当社大阪本社薄板国際第一部長 平成25年 4月 当社執行役員（現任） 平成26年 4月 当社大阪鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼板販売・薄板第一・薄板第二・アルミステンレス・線材特殊鋼担当兼スチールサービス事業推進担当（現任）</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 関 收、堀 龍児の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 関 收氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人格・識見ともに高く、行政及び企業経営についての豊富な経験・知識が、当社の経営判断に総合的・多面的な視野を提供いただけるものと考えからであります。
4. 関 收氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって7年であります。
5. 当社と関 收氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 堀 龍児氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人格・識見ともに高く、企業経営及び法律の専門家としての豊富な経験・知識が、当社の経営判断に総合的・多面的な視野を提供いただけるものと考えからであります。
7. 堀 龍児氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とします。
8. 所有する当社株式数には、各候補者の当社役員持株会における各自の持分株数を含んでおります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役田口敏明氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
<p>新任</p> <p>おおくぼ かつのり 大久保 克則 (昭和29年8月5日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 0株</p>	<p>昭和53年 4月 株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行</p> <p>平成18年 4月 同行執行役員 大阪本店営業第三部長</p> <p>平成19年 4月 同行執行役員 香港支店長</p> <p>平成22年 4月 同行常務執行役員 三井住友銀行 (中国) 有限公司 (会長)</p> <p>平成24年 6月 同行常務執行役員</p> <p>平成25年 5月 同行顧問 (現任)</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大久保克則氏は、社外監査役候補者であります。
3. 大久保克則氏は、監査役田口敏明氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより平成27年6月開催予定の第68回定時株主総会終結の時までとなります。
4. 大久保克則氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は人格・識見ともに高く、金融機関での豊富な国際経験・知識に基づき、グローバルな視点から当社の経営を監査していただけるものと考えからであります。
5. 大久保克則氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とします。

以 上

※英文株主総会招集ご通知 (要旨) につきましては、当社ホームページをご覧ください。
(ホームページアドレス) <http://www.hanwa.co.jp>

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

■ 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度における世界経済は、債務上限問題を回避して総じて上向きに推移した米国やソブリンリスク問題が小康状態にあった欧州など先進諸国の経済環境は概ね順調に推移したものの、中国は金融政策面での制約の中で有効な景気浮揚策が打ち出されず、堅調だった新興国も金融緩和の縮小を見越したリスクマネーの収縮により金融環境が引き締まったために経済成長が鈍化するなど、全体的にまだら模様の状態にありました。

一方、国内経済におきましては、長年に渡るデフレ経済からの脱却に向けたいわゆるアベノミクス政策や日本銀行による異次元金融緩和策を好感した株式相場の上昇や円安基調への転換に続き、個人消費や設備投資が持ち直してきました。また、公共インフラの整備や民間建設投資などの実需が本格的に回復してきたほか、消費税引上げ前の駆け込み需要の増加も需要を押し上げました。円安による原燃料価格の上昇やそれらに伴う貿易収支の悪化、建設投資の急増による各方面での人手不足などの課題もあつつも、全体的に明るい環境となりました。

■ 当連結会計年度の業績の概要

このような環境において、当連結会計年度の売上高は、鉄鋼事業や石油・化成品事業の増収などにより、前連結会計年度比11.3%増の1兆6,825億3百万円となりました。また利益面では、当第2四半期連結会計期間からの鉄鋼市況の回復などにより、在庫商品の販売採算が改善したことなどから、営業利益及び経常利益はそれぞれ前連結会計年度比30.1%増の162億52百万円、65.7%増の146億98百万円となり、当期純利益は特別損失が減少したことも加わり、前連結会計年度比67.3%増の78億96百万円となりました。

■ セグメント別の状況

鉄鋼事業においては、堅調に推移していた製造業分野に加え、建設分野においても民間の商業・物流施設案件や復興・復旧案件、インフラ整備などの出件が増加しました。停滞していた鋼材市況も、条鋼類を中心とした実需の増加を反映して当第2四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間にかけて上げ基調に転じたことから、在庫商品の販売収益が好転しました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比12.9%増の8,110億96百万円、セグメント利益は前連結会計年度比44.6%増の138億79百万

円となりました。

金属原料事業においては、ニッケルやステンレススクラップの価格はステンレス需要の低迷や投機資金の商品市場からの流出などにより総じて軟調な推移となりました。ステンレス原料の販売が停滞する一方で、鉄鋼メーカー向けの合金鉄やニッケル化合物の販売が増加したほか、為替差損が減少したことも収益を押し上げました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比3.4%増の979億95百万円、セグメント利益は前連結会計年度比448.8%増（約5.5倍）の17億56百万円となりました。

非鉄金属事業においては、銅やアルミなどの国際市況は下落基調にありましたが、円安の進行により円貨での価格は横ばい推移となりました。スクラップの仕入れコスト上昇により収益の取りにくい環境が続く中で、貴金属屑類の拡販を進めたことや為替差損の減少などが収益に寄与しました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比5.8%増の775億11百万円、セグメント利益は前連結会計年度比21.7%増の8億35百万円となりました。

食品事業においては、国内需要は引き続き低調に推移しましたが、円安に転換したことにより、それまで行き過ぎた安値にあったサケやエビなど主力商材に価格修正の動きが入り、採算

が改善しました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比6.1%減の786億68百万円となったものの、セグメント利益は前連結会計年度比112.7%増（約2.1倍）の15億89百万円となりました。

石油・化成品事業においては、中東情勢や金融環境などの影響により原油市況は上下しましたが、製品価格は円安の進行を受けて高い水準を維持しました。激しい販売競争が継続した産業用燃料や円安の影響を受けた合成樹脂加工品の採算は低迷したものの、海外積みの船用石油の拡販が収益増加に貢献しました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比12.3%増の4,990億43百万円、セグメント利益は前連結会計年度比15.1%増の19億25百万円となりました。

その他の事業においては、主に木材事業での出荷増加などにより、売上高は前連結会計年度比20.0%増の2,009億25百万円となりましたが、セグメント損益はHANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.の東南アジア域内での非鉄金属事業の採算低迷や木材事業での欧州産製材の供給過剰による市況下落などにより、2億62百万円の損失（前連結会計年度は12億22百万円の利益）となりました。

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失

セグメントの名称	外部顧客への売上高 (百万円)	構成比 (%)	セグメント利益 又は損失(△) (百万円)
鉄 鋼 事 業	792,155	47.1	13,879
金 属 原 料 事 業	94,129	5.6	1,756
非 鉄 金 属 事 業	75,946	4.5	835
食 品 事 業	77,346	4.6	1,589
石 油 ・ 化 成 品 事 業	491,288	29.2	1,925
そ の 他	151,637	9.0	△262
計	1,682,503	100.0	19,724
調 整 額	—	—	△5,026
連 結	1,682,503	100.0	14,698

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 「セグメント別の状況」における売上高の数字は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んだ売上高を表しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、特に記載すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特に記載すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

■ 次期の見通し

米国経済は緩やかな足取りながらも回復軌道にあり、欧州経済も債務危機に対する不安感が後退し、持ち直しの機運が感じられます。また、中国経済もシャドーバンキング問題を含む金融バブルの反動への懸念が燻ってはいるものの、中央政府の景気制御により緩やかな拡大が続くと思われれます。一方で、新興国経済は世界的な金融環境の変化に左右され、停滞した状況が続くと予想されます。

国内経済では、引き続きアベノミクス政策や日本銀行の異次元緩和策の効果は続くものの、消費税

率の引上げに伴う駆け込み需要の反動減が消費財中心に懸念されます。一方で建設分野では、労務を始めとする人手不足の問題はあるものの、復興需要を含めたインフラ投資の本格化や民間建設投資の活況、各方面でのオリンピック効果なども見込まれ、堅調な推移が期待されます。

当社グループとしましては、このような事業環境の中で、各事業分野における需要動向を的確に把握し、取引先のニーズを反映した適切な販売・在庫政策を進めるとともに、新規取引先を積極的に開拓することにより、業績の維持・向上に注力していく所存です。

■ 中期経営計画について

当社グループは平成25年5月に、平成25年度から平成27年度までの3カ年にわたる中期経営計画を策定いたしました。その概要は以下のとおりです。

なお、本項目は、平成25年5月に公表した「中期経営計画」の内容を掲載したものであり、現在までの進捗状況とは異なる記載が含まれております。

《テーマ》

「中長期的な国内外市場の変化を見据えた事業構築と経営基盤の強化を目指す。」

《業績目標》

最終年度（平成28年3月期） 売上高 1兆8,000億円 経常利益 150億円

《企業戦略の骨子》

・人材・組織のベーシック理念 ～プロフェッショナル & グローバル～

・3つの戦略概念

① ユーザー系スタンスの徹底

② 企業活動の多様化

③ グループ一体経営の推進

・共鳴型経営 ～バリューチェーンの最適化～

3つの戦略概念を各事業セグメントの活動における基本とし、メーカー・サプライヤーからユーザーにいたるバリューチェーンの中でその効率化や全体最適を目指して、当社グループの事業領域を広げ、ユーザーの満足度を最大化していきます。

当社グループとしましては、今後、これらの事業戦略を継続して実行していくことで、阪和グループの総合的な企業価値の向上と持続的な企業成長を実現させ、さらなる顧客満足の向上を図り、合わせて社会貢献にも目配りしてまいりますので、引き続き格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第64期 平成22年度	第65期 平成23年度	第66期 平成24年度	第67期（当期） 平成25年度
売上高（百万円）	1,396,103	1,564,250	1,511,324	1,682,503
経常利益（百万円）	13,490	13,116	8,871	14,698
当期純利益（百万円）	5,793	4,632	4,720	7,896
1株当たり当期純利益	27円95銭	22円35銭	22円78銭	38円11銭
純資産（百万円）	110,458	115,956	120,674	125,361
総資産（百万円）	532,797	582,404	552,908	593,351

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
HANWA AMERICAN CORP.	40,000千米ドル	100.0%	北米地域における商品の仕入及び販売
阪和（香港）有限公司	70,000千香港ドル	100.0%	アジア地域における商品の仕入及び販売
阪和（上海）管理有限公司	2,500千米ドル	100.0%	アジア地域における商品の仕入及び販売
阪和流通センター東京株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び保管、金属原料・石油製品の保管等
阪和流通センター大阪株式会社	460百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び保管等
阪和流通センター名古屋株式会社	300百万円	100.0%	鉄鋼・非鉄製品の加工及び保管等

(注) 当期の連結子会社は上記の重要な子会社6社を含む21社で、持分法適用会社はありません。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	66,749 百万円
株式会社みずほ銀行	48,350 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	36,838 百万円
三井住友信託銀行株式会社	17,087 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,553 百万円

(8) 主要な事業内容

各種商品の国内販売及び輸出入を主たる業務とし、その取扱品目は、普通鋼鋼材、鉄鋼二次製品、特殊鋼、銑鉄・鋼塊・鉄屑等鉄鋼原材料、金属原料、非鉄金属、食品、石油・化成品類、木材、機械器具、セメント等であります。

(9) 主要な事業所

本 社	大阪本社（大阪市中央区）	東京本社（東京都中央区）
支 社	名古屋支社（名古屋市東区）	
支 店	北海道支店（札幌市中央区）	東北支店（仙台市青葉区）
	新潟支店（新潟市中央区）	中国支店（広島市中区）
	九州支店（福岡市博多区）	
営 業 所	北関東営業所（高崎市栄町）	水戸営業所（水戸市南町）
	厚木営業所（厚木市旭町）	静岡営業所（静岡市駿河区）
	岡山営業所（倉敷市昭和）	沖縄営業所（那覇市久米）

海外事務所等

ニューヨーク、シアトル、ヒューストン、ロサンゼルス、シカゴ、サンディエゴ、バンクーバー、グアム、メキシコシティ、セラヤ、ボゴタ、サンティアゴ、北京、上海、香港、大連、天津、青島、重慶、福州、広州、中山、東莞、太倉、武漢、江西、台北、高雄、ソウル、釜山、バンコク、チョンブリ、ヤンゴン、シンガポール、クアラルンプール、ジャカルタ、ムンバイ、ニューデリー、チェンナイ、ホーチミン、ハノイ、ロンドン、ウィーン、アムステルダム、イスタンブール、クウェート、リヤド、ジェッダ、ダンマン、ドバイ、ヨハネスブルグ

(10) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数
鉄鋼事業	1,674名
金属原料事業	110名
非鉄金属事業	38名
食品事業	58名
石油・化学品事業	125名
その他	372名
全社（共通）	233名
計	2,610名

(注) 1. 使用人数は、企業集団から企業集団外への出向者を除いた就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している人員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
1,161名	3名増	37.6才	13.5年

(注) 使用人数は、当社から関係会社等への出向者を除いた就業人員数であります。

2 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 570,000,000株
- ② 発行済株式の総数 211,663,200株（自己株式4,440,708株を含む。）
- ③ 当期末株主数 11,228名（前期末比1,845名減）
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,075 千株	7.76 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,876	4.77
株式会社三井住友銀行	7,630	3.68
阪和興業取引先持株会	7,103	3.43
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A.LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	5,287	2.55
阪和興業社員持株会	4,442	2.14
THE BANK OF NEW YORK 133522	3,477	1.68
新日鐵住金株式会社	3,001	1.45
第一生命保険株式会社	2,614	1.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	2,533	1.22

(注) 1. 当社は、自己株式4,440,708株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	北 修 爾		公益財団法人阪和育英会理事長 京阪電気鉄道株式会社社外取締役
代表取締役社長 （社長執行役員）	古 川 弘 成		
取締役 副社長執行役員	秋 元 哲 郎	管理部門統轄	
取締役 専務執行役員	川 西 英 夫	大阪本店長 大阪鉄鋼・機械統轄	
取締役 専務執行役員	西 吉 史	燃料・船用石油・化成品・木材・食品統轄	
取締役 専務執行役員	芹 澤 浩	東京厚板・鋼板販売・鋼板建材・鋼管販売・ 薄板・条鋼建材第二・鉄構営業事業・プロジ ェクト開発・流通販売・名古屋支社・北海道 支店・東北支店・新潟支店・北関東営業所・ 厚木営業所・水戸営業所・静岡営業所統轄	
取締役 専務執行役員	小笠原 朗 彦	非鉄金属・金属原料・特殊金属統轄兼業務管 理室担当	
取締役 専務執行役員	海老原 弘	海外営業第一・海外営業第二・条鋼国際・貿 易業務管理・東京条鋼建材第一・製鋼原料事 業・全社線材特殊鋼チタン事業統轄	
取締 役	関 收		弁護士（尚友法律事務所）
取締 役	藪 下 史 郎		
取締役 常務執行役員	森 口 淳 宏	経理・関連事業・情報システム統轄兼財務担当	
取締 役員 常務執行役員	貝 田 忠 彦	大阪薄板第一・薄板第二・アルミステンレ ス・スチールサービス事業統轄兼大阪線材特 殊鋼チタン事業担当補佐	HANWA STEEL SERVICE MEXICANA, S.A. DE C.V. PRESIDENTE
取締 役員 常務執行役員	十 川 直 之	名古屋支社長 静岡営業所担当兼全社製鋼原料事業担当兼名 古屋線材特殊鋼チタン事業担当補佐	
取締 役員 常務執行役員	加 藤 恭 道	大阪厚板・鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼 板販売・機械・木材担当	

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	松 岡 良 明	燃料・船用石油・化成品・食品・業務管理室 担当	上海阪飛信息技术有限公司 董事長 新日鉄興和不動産株式会社 社外取締役 東北電力株式会社 社外監査役
取締役執行役員	辻 仲 弘 明	大阪条鋼建材第一・条鋼建材第二・流通販 売・プロジェクト開発・九州支店・岡山営業 所・沖縄営業所担当兼大阪製鋼原料事業・鉄 構営業事業担当補佐	
取締役執行役員	口 石 隆 敏	東京条鋼建材第一・条鋼建材第二・条鋼国 際・プロジェクト開発・東北支店担当兼東京 製鋼原料事業担当補佐兼全社鉄構営業事業担 当兼東京本社製鋼原料部長	
常勤監査役（常任）	浅 井 照 夫		
常勤監査役（常任）	江 島 洋 一		
監 査 役	田 口 敏 明		
監 査 役	名 出 康 雄		
監 査 役	我 妻 廣 繁		

- (注) 1. 取締役 関 收、藪下史郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 田口敏明、名出康雄、我妻廣繁の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 関 收、藪下史郎の両氏及び監査役 田口敏明、名出康雄、我妻廣繁の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 平成25年6月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、江島洋一、豊田雅孝の両氏は取締役を、白川敏昭氏は監査役をそれぞれ退任いたしました。
5. 平成25年6月27日開催の第66回定時株主総会において、新しく江島洋一氏は監査役に選任され就任いたしました。

また、本年4月1日以降の取締役及び監査役の状況は次のとおりです。

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	北 修 爾		公益財団法人阪和育英会理事長 京阪電気鉄道株式会社社外取締役
代表取締役社長 (社長執行役員)	古 川 弘 成		
取 締 役 副社長執行役員	秋 元 哲 郎 (*)		
取 締 役 副社長執行役員	川 西 英 夫	大阪本店長 大阪鉄鋼・機械統轄	
取 締 役 専務執行役員	西 吉 史 (*)		
取 締 役 専務執行役員	芹 澤 浩	東京厚板・鋼板販売・鋼板建材・鋼管販売・ 薄板・糸鋼建材第一・糸鋼建材第二・糸鋼国 際・製鋼原料事業・鉄構営業事業・プロジェ クト開発・流通販売・線材特殊鋼チタン・ス チールサービス事業・名古屋支社・北海道支 店・東北支店・新潟支店・北関東営業所・厚 木営業所・水戸営業所・静岡営業所統轄	
取 締 役 専務執行役員	小笠原 朗 彦	非鉄金属・金属原料・特殊金属統轄兼業務管 理室担当	
取 締 役 専務執行役員	海老原 弘 (*)	アジア総代表 (アセアン・インド・中東) 兼 中国総代表	
取 締 役 専務執行役員	森 口 淳 宏	管理部門統轄	
取 締 役	関 收		弁護士 (尚友法律事務所)
取 締 役	藪 下 史 郎 (*)		
取 締 役 常務執行役員	貝 田 忠 彦 (*)		HANWA STEEL SERVICE MEXICANA, S.A. DE C.V. PRESIDENTE
取 締 役 常務執行役員	加 藤 恭 道	海外営業第一・海外営業第二・貿易業務管 理・木材統轄	
取 締 役 常務執行役員	松 岡 良 明	燃料第一・燃料第二・化成品・紙料・食品第 一・食品第二・食品第三・食品品質管理・新 エネルギー室統轄兼業務管理室担当	
取 締 役 常務執行役員	十 川 直 之	名古屋支社長 静岡営業所担当兼全社製鋼原料事業担当	

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役執行役員	辻 仲 弘 明 (*)	大阪条鋼建材第一・条鋼建材第二・流通販売・プロジェクト開発・九州支店・中国支店・岡山営業所・沖縄営業所担当兼全社鉄構営業事業担当兼大阪製鋼原料事業担当補佐	上海阪飛信息技术有限公司 董事長
取締役執行役員	口 石 隆 敏 (*)		
常勤監査役(常任)	浅 井 照 夫		
常勤監査役(常任)	江 島 洋 一		
監 査 役	田 口 敏 明 (*)		
監 査 役	名 出 康 雄		
監 査 役	我 妻 廣 繁		

(注) 1. 平成26年4月1日付けで、取締役専務執行役員川西英夫氏は取締役副社長執行役員に、取締役常務執行役員森口淳宏氏は取締役専務執行役員にそれぞれ選定され、就任いたしました。

2. (*) 印の取締役及び監査役は、本総会終結の時をもって退任する予定です。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	19名	667百万円	うち社外取締役 2名 16百万円
監 査 役	6名	74百万円	うち社外監査役 3名 25百万円
合 計	25名	742百万円	

(注) 1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、上記金額には、平成25年6月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名に対する報酬を含んでおります。

2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において取締役報酬限度額(年額)8億60百万円以内と、平成21年6月26日開催の第62回定時株主総会において監査役報酬限度額(年額)80百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況	重要な兼職の状況 及び当社との関係
社外取締役	関 收	当期においては、15回開催されたすべての取締役会に出席し、長年の実務経験に基づき、適宜発言を行っております。	弁護士（尚友法律事務所） （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）
社外取締役	藪 下 史 郎	当期においては、15回開催されたすべての取締役会に出席し、経済・金融面の専門的見地から適宜発言を行っております。	—
社外監査役	田 口 敏 明	当期においては、15回開催されたすべての取締役会及び20回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査を実施しております。	—
社外監査役	名 出 康 雄	当期においては、15回開催されたすべての取締役会及び20回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査を実施しております。	—
社外監査役	我 妻 廣 繁	当期においては、15回開催された取締役会のうち14回に及び20回開催された監査役会のうち19回に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査を実施しております。	新日鉄興和不動産株式会社 社外取締役 東北電力株式会社社外監査役 （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）

(注) 上記の各社外取締役及び各社外監査役とは次のとおり責任限定契約を締結しております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
イ. 当事業年度に係る報酬等の額	74百万円
ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する監査報酬等の額と、金融商品取引法に定める監査に対する監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行における監査人から引受事務幹事証券会社への書簡（コンフォートレター）作成についての報酬、及びタイプE. TAX申告のための調査業務の報酬を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が継続して適切に職務を遂行することが困難であると認められる場合には、当社取締役会は監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)

当社における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は以下のとおりです。

(内部統制システムの構築・運用に関する基本方針)

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 社是・社訓等当社企業理念に基づき企業倫理規範、企業倫理行動基準等を制定する。
 - ロ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会はコンプライアンス・マニュアルを制定し、全役職員に冊子として配布の上、実効性を確保するため、その履行状況を適宜検証する。
 - ハ. 当社グループ全役職員を対象とするコンプライアンスに関する相談窓口（コンプライアンス委員及び社外弁護士）を設け、問題発生の際の直接通報制度を確保する。
 - ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等と連携し毅然とした態度で臨み、断固としてこれらとの関係を遮断する。

- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務執行に係る情報は適正に書面又は電子文書（以下、文書という。）に記録し、法令及び当社の定める「文書管理規程」に基づき保存及び管理する。

ロ. 文書事務責任者は、保存文書の紛失・破損等に留意し、必要な場合は施錠等（パスワード等によるアクセス制限を含む。）により、適正に管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役、執行役員、理事及び各部門長は、法務審査部と連携し、各担当部署に与信管理規程及び営業部門業務規程の適正な運用を周知徹底させることにより営業リスクを管理し、その軽減を図るものとする。また、新規事業及び投融资案件の審査機関として、投資等審査委員会を設置し、投資リスクを管理する。

ロ. コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易管理等については、総務部、情報システム部、法務審査部及び業務管理室等と連携し、社内規程・マニュアル等に基づき各担当部署がそのリスクを管理する。コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会等の各種委員会（以下、委員会等という。）は、諮問機関となり各担当部署への指導・啓蒙を行い、必要に応

- じ社外弁護士等からのアドバイスを受ける。
- ハ. 人事部は関係部署と連携してリスク管理の周知徹底を図るため、必要な教育・啓蒙を行う。
- ニ. リスク管理の実効状況を検証するため、監査部は当社国内拠点及び国内グループ会社に対し予め定めた監査計画に基づきモニタリングを行い、適宜経営会議及び社長に直接内部監査報告を行う。海外現地法人をはじめとする海外拠点については、海外監査室が適宜モニタリングを行い、担当する取締役が年2回海外拠点の状況を取締役に報告する。
- ホ. 会社情報の開示に関して、ディスクロージャー規程を定めるとともに、ディスクロージャー委員会が開示情報の重要性・妥当性の判断を行うことにより公平かつ適時・適切な情報開示を進める。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、原則月1回開催し、当社グループにとっての重要な経営の立案及び業務執行の監督を行う。経営会議は原則月2回開催し、経営に関する重要事項を協議・決定するとともに、当社グループの経営判断に係る重要な事項を取締役に議題として提案する。
- ロ. 中長期的な経営戦略を実現するために中期経営計画や年次経営計画を策定し、その進捗状況を検証するため、定期的に各業務部門との社長ヒアリングを行い、業務の評価及び業務の遂行状況のチェック等（計画の見直しや計画達成のための方法の変更等を含む。）により、職務執行の効率性向上を図る。
- ハ. 社長を委員長とする役員評価委員会を年1回開催し、各取締役からのコミットメントの評価及び取締役相互評価を受けて各取締役の総合評価を行い、役員報酬及び役員人事に適正に反映させる。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 「関係会社管理規程」を策定し、当社と当社の関係会社が相互に連携し円滑な経営を遂行することで、総合的に事業の発展を図る。
- ロ. 管掌部門もしくは管掌役員は、国内及び海外の関係会社の業務の状況を把握し、関係部署はその適正な業務執行をサポートするとともに、業務の包括的な管理を行う。
- ハ. コンプライアンス体制、リスク管理体制等は当社グループ全体についても横断的に運用し、委員会等はその運用について指導・啓蒙を行う。
- ニ. 当社の常勤監査役、関係会社の監査役、監

査部その他により構成されるグループ会社
監査役連絡会議を適宜開催し、当社及び関
係会社の監査等に関する情報交換を行い、
その共有化を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く
ことを求めた場合における当該使用人に関す
る事項及び当該使用人の独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人として若
干名を置く。当該使用人は、監査役からの
要請に応じて調査・報告等を行い、常に監
査役との提携を図る。また、当該使用人が
監査役より指示・命令を受けた事項につい
ては、取締役等からの指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための
体制その他監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役は、法定の事項に加え、重大な法
令・定款違反及びコンプライアンス相談窓
口への相談の状況等コンプライアンス上の
重要な事項について監査役に報告する。
また、取締役は、取締役会、経営会議その
他重要な会議において、業務執行の状況及
び重要な意思決定について監査役に報告す
る。
- ロ. 監査役が報告を求めた事項については、取
締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確
に対応する。
- ハ. 監査部及び海外監査室は、予め定めた監査
計画に基づき実行した内部監査の状況を、

適宜監査役に報告するとともに、必要な場
合には監査役の求めに応じて、調査・報告
する。

- ⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保
するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役及び各部門担当取締
役と適宜意見交換を行い、必要に応じて取
締役会に対し意見表明を行う。また、会計
監査人から会計監査に関する説明を受ける
とともに意見交換を行うなど連携を図る。
- ロ. 監査役が、取締役会その他重要な会議への
出席、重要書類の閲覧、主要部門及び子会
社の調査等を行い得る体制を整備する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制（財
務報告に係る内部統制システムについて）
- イ. 当社グループは、「財務報告に係る内部統
制基本方針書」に基づき、「財務報告に係
る内部統制の評価及び報告」を適切に実行
し、内部統制報告制度の効率的、実効的な
運用を図る。
- ロ. 当社グループの内部統制の構築及び運用
は、経営会議がこれを統轄する。経営会議
の直轄組織として設置する監査部及び海外
監査室は、内部統制の構築及び運用状況の
検証・評価を行い、その結果を経営会議に
報告する。これを踏まえ、経営会議は必要
に応じて是正を行う。
- ハ. 「内部統制委員会」は、経営会議より委託

を受けた当社グループの内部統制の課題を検討し、その結果を経営会議に報告する。また、監査部及び海外監査室が実施する当社グループの内部統制の有効性評価の検証について助言・支援を行うとともに、「内部統制報告書」に意見を述べる。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るという観点から決定されるべきものと考えております。従いまして、結果的に支配権の異動を伴うような株式の大規模買付（当該買付行為を、以下、「大規模買付行為」といい、当該買付行為に係る提案を、以下、「大規模買付提案」といいます。）提案に応じるか否かは、当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。この考えに基づき、当社株式の大規模買付提案が提起された場合には、株主の皆様が提案に応じるか否かを判断するに足る十分な情報と時間が提供されることが不可欠であると考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には大規模買付企業（以下、「対象企業」といいます。）の経営者や株主の皆様に対する買付目的や買付後の経営戦略等について明確な説明がないまま大規模買付行為が行われるものや、大規模買付者の一方的な考えに基づき買付行為が行われるものなど、対象企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく大規模買付行為が進められることがあります。

当社は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、株主の皆様へ大規

模買付提案に応諾するか否かを検討するための十分な情報と時間が提供されない場合や、当社の支配権が異動するに足る当社株式を取得した特定の株主により、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が損なわれるおそれがあると判断される場合には、こうした株主を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、必要かつ相当な範囲において、対抗措置をとることができる旨を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成25年5月に平成25年度を初年度とする3カ年の中期経営計画を策定しました。本中期経営計画のテーマとして、「中長期的な国内外市場の変化を見据えた事業構築と経営基盤の強化を目指す。」を掲げ、達成すべき具体的な事業戦略を設けております。当社は、具体的な事業戦略を着実に実行していくことで、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化が図れるものと考えております。

③ 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成24年6月28日開催の当社第65回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らして不適切な支配の防止のための取組みとして、「当社株式に対する大規模買

付行為への対応方針(買収防衛策)の一部改定及び継続の件」を上程し、株主の皆様のご承認をいただきました。(以下、「現対応方針」といいます。)

現対応方針におきまして、当社は大規模買付者からの事前の情報提供に関する一定のルールを定めるとともに、ルールを遵守しない場合や当社の企業価値や株主共同の利益を毀損することが明らかであると当社取締役会が判断する場合には、一定の対抗措置を講じることがある旨を公表しております。また、大規模買付行為を評価・検討する際や、対抗措置を発動する際等には、当社取締役会は独立第三者により構成される特別委員会に諮問し、特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することとしております。特別委員会は学識経験者、社外取締役、社外監査役の中から選任された3名以上の委員から構成され、これにより当社取締役会の行う判断の公正性、透明性が確保できるものと考えます。

現対応方針の詳細につきましては、当社ホームページに掲載のIRニュース「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の一部改定及び継続について」をご覧ください。

(ホームページアドレス

<http://www.hanwa.co.jp>)

④ 上記取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが上記①の当社の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えます。また、取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するため、独立第三者により構成される特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する際には特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することにより、現対応方針に係る取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みを確保しております。

また、当社は、現対応方針の有効期限を当社第65回定時株主総会終結のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとしておりますので、平成27年開催の当社第68回定時株主総会において現対応方針の継続等を付議し、改めまして現対応方針に関する株主の皆様との総体的なご意思を確認することとしております。当該株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、現対応方針はその時点で廃止されるものいたします。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	468,325
現金及び預金	16,007
受取手形及び売掛金	317,846
有価証券	2,000
たな卸資産	114,694
繰延税金資産	2,048
その他	16,655
貸倒引当金	△925
固定資産	125,025
有形固定資産	61,574
建物及び構築物	19,165
土地	32,601
その他	9,808
無形固定資産	1,858
投資その他の資産	61,592
投資有価証券	46,570
長期貸付金	102
繰延税金資産	216
その他	16,009
貸倒引当金	△1,306
資産合計	593,351

科目	金額
負債の部	
流動負債	319,361
支払手形及び買掛金	180,363
短期借入金	95,605
コマーシャル・ペーパー	5,000
1年内償還予定の社債	10,000
未払法人税等	3,541
賞与引当金	2,212
その他	22,639
固定負債	148,628
社債	30,000
長期借入金	104,280
繰延税金負債	2,272
再評価に係る繰延税金負債	2,285
退職給付に係る負債	4,482
その他	5,306
負債合計	467,989
純資産の部	
株主資本	120,733
資本金	45,651
資本剰余金	4
利益剰余金	76,520
自己株式	△1,442
その他の包括利益累計額	1,875
その他有価証券評価差額金	7,484
繰延ヘッジ損益	△360
土地再評価差額金	32
為替換算調整勘定	304
退職給付に係る調整累計額	△5,584
少数株主持分	2,752
純資産合計	125,361
負債純資産合計	593,351

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,682,503
売上原価		1,631,138
売上総利益		51,365
販売費及び一般管理費		35,112
営業利益		16,252
営業外収益		
受取利息	847	
受取配当金	561	
為替差益	449	
その他	908	2,766
営業外費用		
支払利息	2,946	
その他	1,374	4,321
経常利益		14,698
特別利益		
投資有価証券売却益	187	187
特別損失		
投資有価証券評価損	760	
出資金評価損	46	
固定資産処分損	89	896
税金等調整前当期純利益		13,988
法人税、住民税及び事業税	5,252	
法人税等調整額	734	5,986
少数株主損益調整前当期純利益		8,002
少数株主利益		105
当期純利益		7,896

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	45,651	4	72,867	△1,434	117,088
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△2,901		△2,901
連結範囲の変動			△1,460		△1,460
土地再評価差額金の取崩			117		117
当期純利益			7,896		7,896
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	3,652	△7	3,644
当 期 末 残 高	45,651	4	76,520	△1,442	120,733

	その他の包括利益累計額						少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,667	120	116	△1,761	—	1,143	2,442	120,674
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△2,901
連結範囲の変動								△1,460
土地再評価差額金の取崩								117
当期純利益								7,896
自己株式の取得								△8
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,817	△481	△84	2,065	△5,584	732	310	1,042
当期変動額合計	4,817	△481	△84	2,065	△5,584	732	310	4,687
当 期 末 残 高	7,484	△360	32	304	△5,584	1,875	2,752	125,361

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	410,932
現金及び預金	8,740
受取手形	50,974
売掛金	244,692
有価証券	2,000
たな卸資産	84,207
前渡金	8,153
前払費用	213
繰延税金資産	1,094
関係会社短期貸付金	9,490
その他	2,328
貸倒引当金	△963
固定資産	125,701
有形固定資産	42,725
建物	11,067
構築物	1,987
機械及び装置	1,821
車両運搬具	2
工具、器具及び備品	155
土地	27,355
リース資産	335
無形固定資産	412
ソフトウェア	393
その他	19
投資その他の資産	82,564
投資有価証券	40,721
関係会社株式	22,172
出資金	3,832
関係会社出資金	5,084
従業員に対する長期貸付金	99
関係会社長期貸付金	500
破産更生債権等	1,059
長期前払費用	101
前払年金費用	4,538
その他	5,546
貸倒引当金	△1,092
資産合計	536,634

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	270,665
支払手形	31,753
買掛金	146,709
短期借入金	49,600
コマーシャル・ペーパー	5,000
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	116
未払金	868
未払費用	1,077
未払法人税等	3,235
前受金	7,122
預り金	11,567
前受収益	58
賞与引当金	1,928
その他	1,627
固定負債	143,053
社債	30,000
長期借入金	101,870
リース債務	236
繰延税金負債	4,253
再評価に係る繰延税金負債	2,285
その他	4,407
負債合計	413,719
純資産の部	
株主資本	115,830
資本金	45,651
資本剰余金	4
その他資本剰余金	4
利益剰余金	71,616
利益準備金	2,658
その他利益剰余金	68,958
特別償却準備金	268
圧縮記帳積立金	46
繰越利益剰余金	68,643
自己株式	△1,442
評価・換算差額等	7,085
その他有価証券評価差額金	7,412
繰延ヘッジ損益	△359
土地再評価差額金	32
純資産合計	122,915
負債純資産合計	536,634

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,486,219
売上原価		1,444,537
売上総利益		41,682
販売費及び一般管理費		27,255
営業利益		14,426
営業外収益		
受取利息	808	
受取配当金	1,216	
為替差益	594	
その他	637	3,257
営業外費用		
支払利息	2,315	
その他	1,300	3,616
経常利益		14,067
特別利益		
関係会社株式売却益	62	62
特別損失		
投資有価証券評価損	87	
関係会社株式評価損	673	
出資金評価損	46	
固定資産処分損	89	896
税引前当期純利益		13,232
法人税、住民税及び事業税	4,378	
法人税等調整額	725	5,104
当期純利益		8,128

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	45,651	4	4	2,368	139	46	63,717	66,271	△1,434	110,492
当 期 変 動 額										
剰余金の配当				290			△3,191	△2,901		△2,901
特別償却準備金の積立					148		△148	—		
特別償却準備金の取崩					△19		19	—		
土地再評価差額金の取崩							117	117		117
当 期 純 利 益							8,128	8,128		8,128
自己株式の取得									△8	△8
自己株式の処分		0	0						0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	—	0	0	290	128	—	4,925	5,344	△7	5,337
当 期 末 残 高	45,651	4	4	2,658	268	46	68,643	71,616	△1,442	115,830

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,639	111	116	2,867	113,360
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△2,901
特別償却準備金の積立					
特別償却準備金の取崩					
土地再評価差額金の取崩					117
当 期 純 利 益					8,128
自己株式の取得					△8
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,772	△470	△84	4,217	4,217
当 期 変 動 額 合 計	4,772	△470	△84	4,217	9,554
当 期 末 残 高	7,412	△359	32	7,085	122,915

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

阪和興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田芳則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野豊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀内計尚	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪和興業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪和興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

阪和興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田芳則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野豊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀内計尚	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪和興業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。
- (3) 各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (4) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (5) 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (6) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (7) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、または往査により実地調査いたしました。
- (8) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四. 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

阪和興業株式会社 監査役会
 常勤監査役 浅井 照夫 ㊟
 常勤監査役 江島 洋一 ㊟
 社外監査役 田口 敏明 ㊟
 社外監査役 名出 康雄 ㊟
 社外監査役 我妻 廣繁 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会 場

本町南ガーデンシティ 阪和興業株式会社 4階会議室

大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号

電話：(06)7525-5000

交通のご案内

大阪市営地下鉄をご利用の場合

御堂筋線・中央線・四つ橋線

「**本町駅**」から

御堂筋を南へ徒歩5分

御堂筋線・長堀鶴見緑地線

「**心斎橋駅**」から

御堂筋を北へ徒歩7分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



阪和興業株式会社